

財務省からの第1次回答に対する提案団体からの見解等一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
				見解	見解	
32	国税連携システムによるデータ送信方法の見直し	所得税の申告情報が地方団体へデータ送信される国税連携システムについて、電子申告(e-Tax)データについても書面申告したデータと同様に、税務署で処理した後のデータが地方団体へ送信されるようにするなど、国税連携システムのデータ送信方法の見直し	国税連携システムにおいては、納税者が電子申告(e-Tax)を行ったデータが各地方団体のサーバへ自動的に送信される仕組みが採られており、都では個人事業税の課税事務で活用している。しかし、納税者が送信した誤った申告情報を税務署で審査し、国税総合管理システムデータベースに登録することなく当該申告情報が削除された場合、地方団体には「削除された」という情報がデータ送信されないため、有効な申告であると判断し、本来、課税してはならない者に対し誤った課税が行われてしまうおそれがある。また、納税者が本来申告すべきでない税務署へ電子申告(e-Tax)した場合、正しい税務署へ申告情報を移す移送処理が税務署間で行われるが、地方団体へは「移送処理した」というデータが送信されないため、有効な申告であると判断し、他の地方団体からも二重に課税されてしまうおそれがある。そのような事態を防ぐため、都では、送信されないデータを各税務署から紙媒体で提供を受け、当初申告時に自動送信されたデータとの突合作業を行っているが、約4ヶ月の作業日数や費用負担が発生している。	申告書データ等の地方公共団体への送信のタイミングを早期処理の観点から納税者の送信時とした経緯は承知しているが、二重課税の恐れといった当初想定されていなかった支障が生じており、課税に正確を期すことこそが重要であることから、今回送信方法の見直しを求めているものである。送信方法については、例えば、現行のデータ送信はそのまま残しつつ、税務署で処理した後の適正なデータを別途送信することや、税務署で削除したデータを別途送信することなども考えられる。各府省の回答のとおり、地方の意向確認を早期に実施していただくとともに、それを踏まえた具体的な検討スケジュールについてもお示しいただき、提案の実現に向け取り組んでいただきたい。なお、システムの見直しに当たっては、国税連携システムの開発・運用主体である一般社団法人地方税電子化協議会だけではなく、地方公共団体が参画する検討会を設けるなどして意見を聞き、地方公共団体の事務処理に支障をきたさないような見直しを行っていただきたい。	【神奈川県】 神奈川県としては、課税の事務処理をできる限り迅速に行う必要があるため、e-Taxで提出された申告書データを地方団体に送信するタイミングは現行どおりとしていただきたい。 また、個人事業税の課税事務を適正に行うため、地方団体に送信される申告書データに次の情報を連携するよう求める。 ・e-Taxで提出された申告情報を税務署で審査し、国税総合管理システムデータベースに登録することなく当該申告情報が削除された場合における当該削除情報 ・本来申告すべきでない税務署にe-Taxで提出された申告情報を移送処理した場合における当該移送情報 【静岡県】 本要望の主旨は「税務署で処理した後にデータ連絡」することではなく、書面申告データと同様に、「削除された」及び「他の税務署に移送処理した」などの税務署処理後のデータを別途提供することであり、これについては他の地方公共団体も支障はないと考える。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、データ送信の遅れが生じることには、留意されたい。
77	国直轄事業を都道府県が行う場合(施行委任事業)の会計法の見直し	国の直轄事業を都道府県が施行委任を受けて実施する場合、事業の執行にあたっては、地方自治法や地方自治法施行令等に基づいて執行できるように会計法の規定を見直し。	【制度改正の経緯】 国の直轄事業を都道府県が受任する場合、会計法48条第2項の規定により入札・契約事務等について、会計法及びその他の会計に関する法令の規定を準用することとされている。一方、都道府県では地方自治法や地方自治法施行令及び個別に規定する会計規則等により上記事務を行っている。今年度、本県において環境省の国立公園等整備事業を受任し実施する予定であるが、入札事務等において、県の規則と国、環境省が定める基準が異なっており、円滑かつ効率的な事務の執行に支障を来している。 【支障事例】 本県では請負対象額1億円以上の工事について低入札価格調査制度を実施している。今年度工事予定箇所が2か所あり、内1か所は1億円未満の工事であるが、施行委任で行う場合、低入札価格調査制度の対象となる。(1,000万円以上が対象。)低入札価格調査を行った場合、国の規定に基づいた調査を行い、履行されないおそれがあるときは契約審査委員に意見を求めるなど契約締結までに時間がかかり、工事が遅れてしまう。(県の低入札価格調査制度でも契約までに1～2か月程度要している。)事業者側も資料提出や低入札価格で契約した場合には、監督者の増員が必要になるなど、県、事業者とも負担が大きい。また、県の入札事務で行っている、予定価格の事前公表(事前漏洩による不正防止)や最低制限価格の設定(ダンピングの防止)が適用できないなどの支障も生じる。 【参考】 過去に同事業を受任した19都道府県308件の契約において会計検査院から地方自治法施行令では規定があるが、国の会計法令に規定のない最低制限価格が設定されていたとの指摘を受けている。	・地方自治法や地方自治法施行令等では、自治体の状況を踏まえ、予定価格の事前公表や最低制限価格の設定が認められているが、国の直轄事業を都道府県が施行委任を受けて実施する場合、都道府県が執行主体であるにも関わらず、国の会計法に則らなければならないことで、事務負担の増加や工事着工の遅れ、同一発注機関であるにも関わらず、取扱いが違うことで、入札業者の混乱が生じることなどが危惧される。 ・会計法の見直しについて、検討の上、可否の理由を示していただきたい。	-	-
228	財政融資資金地方資金の借入における借入金利方式の選択可能期限の変更	財政融資資金地方資金の借入における借入金利方式の選択可能期限について、各団体が金利情勢等を考慮し借入時期に選択できるよう見直ししてほしい。	【支障事例】 財政融資資金地方資金の借入について、固定金利方式、利率見直し方式(5年から30年毎)の方式があるが、方式の選択時期が前年度末となっている。本市では、利率見直し方式(5年毎)を選択しているが、平成27年度債の借入(平成28年5月)において、現下の低金利情勢を勘案し、提示された利率に応じて固定金利や利率見直しの時期の延長を検討したところであるが、平成27年度債の借入金利方式の選択は平成27年5月までに手続きを行うこととされていたことから、金利情勢を踏まえた変更を行うことができなかった。なお、地方公共団体金融機構については、前年度の8月が借入金利方式の決定期限となっており、金融機構は借入時に決定している。	ALM(資産負債管理)を適正にコントロールし、地方公共団体に低利で融資していただいていることは理解できるが、地方の厳しい財政状況や他の機関における選択時期を踏まえつつ、選択時期を少しでも後倒しできるように検討をお願いしたい。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。
273	財政融資資金における起債前貸制度の変更	財政融資資金における起債前貸制度について、事業完了までの間のつなぎ資金として事業進捗の円滑化を図るために設けられた制度であるが、年度ごとに出来高に応じた貸付制度(起債前貸ではなく本貸として)に変更する。	財政融資資金における普通地方長期資金の貸付けについては、財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則第26条により、貸付対象事業が完了した後でなければ、貸付けを受けることができない。そのため、複数年度にわたる貸付対象事業においては、事業進捗の円滑化を図るため、つなぎ資金を貸し付ける起債前貸制度が設けられているところであるが、事業完了段階でつなぎ資金(起債前貸)を利息を付して返済し、新たに普通地方長期資金(本貸)に借り換えることになっており、事務手続きの煩雑化及びつなぎ資金にかかる借入利息の負担が生じている。	ご回答の趣旨や提出書類の簡素化等を行っていただいていることは理解するが、一方で、地方債資金の分類と同じ公的資金に分類される地方公共団体金融機構資金においては、従前より、年度ごとに出来高に応じた貸付制度を実施していただいているところ。また、事業完了の前段階であっても、地方自治法に基づき部分払が認められているところであり、当該支出の財源として、一時貸付ではなく長期貸付としていただくような制度の見直しの検討を引き続きお願いしたい。	-	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。
274	財政融資資金における貸付期限の変更	財政融資資金の普通地方長期資金の貸付けにおいて、明許繰越する事業に係るもの(以下、「補正繰越分」という)については、繰越年度の5月末日まで借り入れることができるよう制度を変更する。	財政融資資金における普通地方長期資金の貸付けについては、財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則第28条により、貸付期日の延長期限が貸付決定された翌年度の3月末日となっている。そのため、3月下旬完成予定の補正繰越分については、事業が「ほぼ完成」の状況で、国庫補助金の実績報告見込に基づき、2月中旬に借入入れの申込みをしなければならず、事業完了後に国庫補助金の実績報告を提出し、国庫補助金の確定額が実績報告見込額から減額となった場合は、補助裏債(国庫補助事業の地方負担分に対する起債)の借入対象額も減額となり、結果、借入額に超過が発生することとなる。そこで、借入額に超過が発生するリスクに鑑み、国庫補助金の実績報告見込に基づき算出した借入対象額から、安全を見て借入申込額を圧縮する検討を余儀なくされている。	ご回答の趣旨は理解するが、一方で、地方債資金の分類と同じ公的資金に分類される地方公共団体金融機構資金においては、従前より、現行制度において繰越年度の5月末日までの借入入れを認めていただいているところ。また、明許繰越する事業であっても、地方自治法に基づき5月末日までの出納整理期間が設けられているところであり、地方自治体の出納整理期間に合わせた借入入れができるような制度の見直しの検討を引き続きお願いしたい。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。